

一 般 質 問 通 告

(令和6年第2回つくば市議会定例会12月定例会議)

実施日	質問順位	氏 名
12/13 (金)	1	22番議員 小久保 貴 史
	2	5番議員 樋 口 裕 大
	3	25番議員 木 村 修 寿
	4	13番議員 川久保 皆 実
	5	6番議員 伊 藤 文 弥
	6	17番議員 山 中 真 弓
	7	10番議員 渡 辺 峰 子
	8	9番議員 篠 内 幸 代
	9	7番議員 梅 沢 尊 信
12/16 (月)	10	28番議員 塩 田 尚
	11	23番議員 五 頭 泰 誠
	12	4番議員 市 原 琢 己
	13	3番議員 田 代 優
	14	27番議員 飯 岡 宏 之
	15	16番議員 あさの えくこ
	16	14番議員 川 村 直 子
	17	1番議員 川 田 青 星
12/17 (火)	18	18番議員 小森谷 さやか
	19	12番議員 小 村 政 文
	20	24番議員 木 村 清 隆
	21	8番議員 青 木 真 矢
	22	15番議員 中 村 重 雄
	23	2番議員 榊原 アリーゼ
	24	11番議員 酒 井 泉



一般質問発言通告書

令和6年12月2日
午前 8時 30分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年12月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小久保 貴史

質問事項	要旨	答弁者
1 農業政策について	(1) 米価の安定対策である転作作物の作付状況と、今後の作付推進に向けた取組方針について伺います。 (2) 田んぼダムの取組と事業推進について伺います。	市長 担当部長
2 経済政策について	筑波山ゲートパークの開業後の利用状況と今後の活用について伺います。	市長 担当部長
3 入札制度について	(1) 市の発注状況と入札不調や契約変更の件数について伺います。 (2) 複数年委託契約の主な内容について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第 52 条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 12 月 2 日
午前 8 時 30 分 受 付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

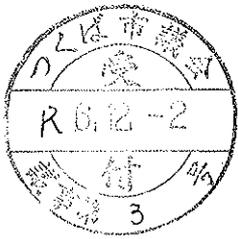
令和 6 年 12 月 2 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 選挙の制度について	以下の点を伺います。 (1) 今回の選挙における開票作業について (2) 選挙公報の配布・設置について	市長 担当部長
2 保育園の入所基準について	保育園の入所基準について伺います。	市長 担当部長
3 小中学校のタブレットについて	以下の点を伺います。 (1) 現在の使用状況について (2) 紛失や修理等について	市長 教育長 担当部長
4 年収の壁の引上げについて	つくば市における減収等の影響について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 12 月 2 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記のとおり、質問したいので通告します。

令和 6 年 12 月 2 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 木村修寿

質問事項	要旨	答弁者
1 小学校の学区変更について	島名・香取台小学校学区変更に関する説明会が令和 6 年 10 月 6 日に開催されました。 以下について伺います。 (1) 学区変更の経緯 (2) 通学区域の変更 (3) 変更後の児童数の推移 (4) 変更までのスケジュール	市長 教育長 担当部長
2 高齢者等の移動支援について	公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者などを対象とした福祉有償運送支援事業について伺います。	市長 担当部長
3 (仮称) つくばスマート IC 事業について	首都圏中央連絡自動車道 (圏央道) については県内の 4 車線化整備事業が現在進められています。TX 沿線開発区域である上河原崎・中西地区への (仮称) つくばスマート IC については、平成 29 年 7 月 21 日に産業振興や物流の効果等が期待されるスマート IC に新規事業化として指定され、地元区会等に説明会が開催されました。 その後、測量や設計等を行いながら、国やネクスコ東日本と整備協議を行い、令和 4 年 4 月に用地買収が全て終了したことから、ネクスコ東日本が 7 月に工事契約を締結し、本線接続部から料金	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>所までのネクスコ東日本事業区間と料金所から一般道までのつくば市事業区間をネクスコ東日本が一体的に施工することになり、料金所や道路照明灯の施設関連工事やスマート IC が接続する主要地方道つくば真岡線及び一般県道土浦坂東線の2カ所の交差点工事については、つくば市が事業主体となり、改良工事を行うことになっています。</p> <p>このことについて、現在の進捗状況を伺います。</p>	



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 8時 30分 受付
(通告書 4 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年12月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質問事項	要旨	答弁者
1 選挙について	以下の点を伺います。 (1) 令和6年10月のつくば市長選挙及びつくば市議会議員一般選挙(以下、「本件選挙」といいます。)において親子連れ投票に関して実施した取組並びに今後の選挙における親子連れ投票の推進の必要性についての市の見解 (2) 本件選挙に関する事務に従事した職員のうち、令和6年10月の時間外勤務時間数が月100時間以上であった者の数及び具体的な時間外勤務時間数	市長 担当部長
2 障がい者関連施策について	本件選挙に先立ち、障害×提案=住みよいつくばの会が実施した『つくば市長選挙・つくば市議会議員選挙2024公開質問』(以下、「本件公開質問」といいます。)において、五十嵐市長は以下の提案6点について、「賛成し、任期中に実現をめざす」と回答されました。そこで、各提案について、任期中に実現するため、まずは任期最初の1年間において何を行う予定かを伺います。 【本件公開質問における提案内容】	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 公立保育所における午睡について</p>	<p>① 市役所本庁舎のレストランにコミュニケーション支援ボード等を導入し、民間事業者における合理的配慮の普及につなげる。</p> <p>② みどりのプールの思いやり駐車場と多目的トイレを模範（「つくばUDモデル」）として、今後、市内の公共施設に普及させる。</p> <p>③ つくば市バリアフリー条例を制定し、今後、計画的に市内をバリアフリー化していく。</p> <p>④ 市の健診・検診時に合理的配慮を提供する。</p> <p>⑤ 市の職員の研修に障害平等研修（DET）を取り入れる。</p> <p>⑥ つくば市の各種審議会・協議会等に、障害のある人を委員として加える。</p> <p>保育所保育指針第1章3（2）オには、「午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。」と規定されています。また、令和5年12月に閣議決定された『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン』の項目2（1）には、「児童の意見の尊重」の脚注として、「乳幼児期の発達の特性を踏まえれば、こどもの意見は必ずしも言葉で表されるものではなく、様々な思いや願いとして多様な形で表れる。例えば、保育所等におけるこどもの睡眠についても、一人一人多様なペースがあり、睡眠に関する個人差を踏まえて配慮をすることなども、そのような思いや願いを受け止め、尊重することにほかならない。」と記載されています。</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>4 つくば市立小中学校全国大会及び関東大会出場補助金について</p>	<p>これらを踏まえ、公立保育所における午睡について以下の点を伺います。</p> <p>(1) 1日の保育スケジュールの中で午睡時間をどのように設定しているか</p> <p>(2) 午睡時間が一律とならないよう配慮することの重要性についての市の見解</p> <p>(3) 午睡時間が一律とならないよう配慮するための具体的な取組</p> <p>つくば市立小中学校全国大会及び関東大会出場補助金(以下、「本件補助金」といいます。)の交付要項(以下、「本件要項」といいます。)第3条において、本件補助金の交付対象となる大会は「関東大会以上の大会に県内の予選等を経て参加する大会」に限定されています。</p> <p>つくば市立中学校及び義務教育学校の吹奏楽部が出場する吹奏楽コンクールの中学生の部A部門は、県南地区大会→県大会→東関東大会→全日本大会のように上位大会に進む形態となっているところ、当該東関東大会(以下、単に「東関東大会」といいます。)については「関東大会以上の大会」に該当しないことから、本件補助金の交付対象とされていません。</p> <p>東関東大会は県内の予選を経て参加する大会であり、かつ東関東大会を通過すると全日本大会に出場できるという点で、本件要項における「関東大会」と同視できるため、東関東大会も本件補助金の交付対象となるよう本件要項を改定すべきと考えますが、市の見解を伺います。</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 市営公園における倒木・落枝事故の防止について	<p>以下の点を伺います。</p> <p>(1) 過去3年間における倒木・落枝事故の発生状況</p> <p>(2) 倒木・落枝事故の防止のための取組</p>	市長 担当部長
6 『市長公約事業のロードマップ2020-2024』のうち、公約番号2「ほしい市役所の情報が自動で届き、道路破損などの気づきを気軽に通報できる双方向のシステムを導入」について	<p>市民が「道路破損などの気づきを気軽に通報できる」システム導入の進捗状況を伺います。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 12 月 2 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6 年 12 月 2 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

伊藤 文弥

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 スクールカウンセラーの利便性向上について	<p>令和 5 年度の不登校児童生徒支援施策により、スクールカウンセラー (SC) の増員が実施されました。しかし、平日の相談枠だけでは保護者の就業状況等により相談機会を得られない、また、来所が困難な場合があるなど、新たなニーズが確認されています。より多くの児童生徒・保護者が相談支援を受けられる体制づくりに向けて、以下伺います。</p> <p>(1) 現在の SC の稼働状況 (相談枠の利用率、待機状況等) について</p> <p>(2) 土日相談及びオンライン相談実施の可能性について</p> <p>ア 既存の相談枠の調整による土日相談の実現可能性</p> <p>イ オンラインカウンセリング導入における課題と対応策</p>	市長 担当部長 教育長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第 52 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 不登校児童生徒保護者補助制度の運用改善について	<p>令和5年度より開始された不登校児童生徒の保護者への補助制度は、保護者の経済的負担軽減に貢献している一方で、支給までの期間が長期化している実態があります。現在、4ヶ月分の補助金が申請から約3ヶ月後の支給となっており、保護者の経済的負担が継続する状況となっています。より効果的な支援となるよう、以下伺います。</p> <p>(1) 現行の支給スケジュールに至った背景と理由</p> <p>(2) 支給までの期間短縮に向けた検討状況</p> <p>(3) 支援施設への直接支払い制度導入の可能性について</p>	市長 担当部長 教育長
3 市役所におけるカスタマーハラスメント対策について	<p>近年、行政サービスの現場において、暴言や威圧的な態度等のカスタマーハラスメントが社会問題となっています。職員の安全確保と良質な行政サービスの両立のため、現状把握と適切な対策が必要と考え、以下伺います。</p> <p>(1) つくば市役所における過去3年間のカスタマーハラスメント事例の把握状況</p> <p>ア 部署別の発生状況</p> <p>イ ハラスメントの種類と特徴</p> <p>(2) 現在実施している対策とその効果</p> <p>(3) 今後の対策強化に向けた取組について</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年 12月 2日
午前 8 時 32分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年 12月 2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質問事項	要旨	答弁者
1 子育て世帯への物価高騰対策について	物価の高騰など深刻な状況が続いており、他自治体では、子育て世帯への支援として様々な直接支援が広がっている。そこで以下伺う。 (1) 他市町村でも給食費の無償化が進んでおり、つくば市としても実施すべきと考えるが見解は (2) 子供の医療福祉費支給制度における窓口自己負担額の600円をゼロにする考え	市長 教育長 担当部長
2 水道事業の広域連携について	これまで、茨城県が進める水道事業の広域連携について県も自治体に説明を行ってきたと聞くが、これまでの経緯を伺う。	市長 担当部長
3 つくば市下水道事業経営戦略について	下水道事業経営戦略が10月に発表されたが、2回にわたる値上げ計画が示されており、合わせて40%近い値上げとなる。値上げの理由と、値上げまでのスケジュールについて伺う。	市長 担当部長
4 社会福祉課に関する一連の報道について	(1) 社会福祉課において、生活保護に係る扶助費の誤った支給、生活保護の返還等に係る不適切な事務による国庫負担金の過少請求などが明らかとなった。その後の県の特別監査の内容と、現状どのような対策が取られているのか伺う。 (2) 社会福祉課職員の給与未払い分の支給状況を伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 8時 40分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 渡辺 峰子

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 災害用井戸の活用について	<p>災害時には断水により飲料水、生活用水などが不足するおそれがあります。長引く大規模災害時には水確保手段の多様化を図る必要があると考えます。</p> <p>代替水源としての井戸（地下水）の活用は有効的な手段の一つであり、地域防災計画に位置付けている自治体もあります。</p> <p>国土交通省では「令和6年能登半島地震緊急水源としての地下水活用事例」として民間や家庭用の井戸水の活用を報告しています。</p> <p>災害用井戸の活用について、以下、現状と課題、今後の取組について伺います。</p> <p>(1) つくば市の災害時の給水対策 (2) 保有する災害用井戸11か所・緊急用貯水槽6か所に対応できる地域範囲と想定される給水人口、給水量 (3) 災害時協力井戸登録制度の導入の考え</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 学校施設の老朽化対策・防災機能強化の推進について	<p>近年、老朽化した学校施設において、外壁等が落下する事故が相次いで発生しています。</p> <p>文部科学省では、「学校施設の維持管理の徹底（外壁落下事故等の防止）について」との通知を令和5年12月に発出しています。</p> <p>以下、つくば市の現状と課題、今後の取組について伺います。</p> <p>(1) 学校施設の築年数と長寿命化を図るための老朽化対策</p> <p>(2) 建築基準法第12条に基づく調査・点検と校舎の耐震化、ブロック塀などの安全対策</p> <p>(3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における令和7年度までの修繕や改修計画</p> <p>(4) 災害時における地域住民の避難所としての体育館の環境整備</p>	市長 教育長 担当部長
3 荃崎地区の課題について	<p>現行の都市計画マスタープランの策定から9年、立地適正化計画の策定から6年が経過し、両計画を一体的に見直した「つくば市都市計画マスタープラン及びつくば市立地適正化計画」がまもなく公表されます。</p> <p>その中でも、荃崎地区の人口減少と高齢化、そして空き家問題は大きな課題となっています。</p> <p>今回の計画策定の中で、議論された荃崎地区の課題について、以下の内容を伺います。</p> <p>(1) 荃崎地区の人口動態</p> <p>(2) 荃崎地区の空家の現状と対策</p> <p>(3) 荃崎地区のアクセス向上</p> <p>ア 都市計画道路小山大井線の今後の進め方</p> <p>イ 県道谷田部牛久線の安全対策</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 8時 40分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

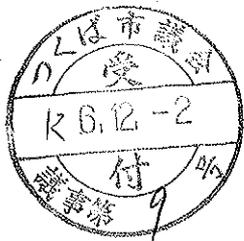
篠内 幸代

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 発達障害の早期発見、早期支援について	<p>不登校になって初めて発達障害と分かる場合もあり、早期に困りごとを発見し、安心した状態での就学につなげ、その後も切れ目のない支援が重要です。</p> <p>こども家庭庁は、来年度から2028年度までに発達障害の早期発見、早期支援につなげる5歳児健診の100%の実施率を目指としています。</p> <p>以下について伺います。</p> <p>(1) 5歳児健診の導入 (2) 令和9年度開設予定の児童発達支援センターの進捗状況 (3) 幼保、小学校、中学校の教員を対象とした発達障害に関する研修の実施状況</p>	市長 教育長 担当部長
2 ペットボトルのキャップリサイクルについて	<p>リサイクル事業の中で、リサイクル率が約9割に上るペットボトルに比べて、キャップの回収・リサイクルは進んでいません。キャップ回収の取組は、2kgの回収でポリオワクチン1人分として支援され、また車の部品など製品化にも有効です。以下、キャップの回収について伺います。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 アピアランス (外見)ケアについて	(1) 市内のキャップ回収の現状 (2) 学校教育におけるキャップ回収の取組の現状 現状、がん治療による脱毛など、外見の変化による患者の苦痛を和らげるため、また治療しながら働く場合にも、アピアランスケアは重要です。つくば市としての支援について現状を伺います。	担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年12月2日
午前8時40分受付
(通告書2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年 12月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 梅沢 尊信

質問事項	要旨	答弁者
1 高齢者の外出支援について	<p>高齢者の方々に話を聞くと「食べ物くらいは自分で買いたい」、「友人の顔を見に行きたい」と話す方が多くいらっしゃいます。高齢化社会が加速する中で外出支援を図ることは、人として生きがいを守ることであり、そして、介護予防の観点からも重要なことと考えます。</p> <p>そのような観点から以下の点について、市の考え、現状と課題及び今後の取組について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 移動支援ボランティアの育成(2) 令和5年9月23日及び令和6年11月15日に開催した福祉有償運送運転者講習の状況(3) 外出支援の担い手育成(4) 高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	市長 担当部長
2 運転手不足をめぐるとの対応について	<p>現在、全国的に様々な場面において人手不足になっております。公共交通機関の運転手不足においても同様ですが、この状況への対応について、以下の点に関し、現状と課題、今後の取組について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) つくバス(2) 公共ライドシェアのドライバーバンク	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 10月27日のつくば市長・市議会議員選挙について	<p>選挙関連業務においては、大変負担が多かったことと思いますが、今後につなげる観点から、以下の点について伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 投票所における投票用紙の渡し方 (2) 高齢者や障害者の方への対応 (3) 投票支援カード作成の検討 	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第 52 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年12月2日
午前8時55分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年12月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 子育て支援の更なる拡充について	以下について伺います。 (1) 民間保育園を中心に保育士不足に悩んでいる保育園は多いが、保育士を確保するために、市が取り組むべき方策は。 (2) 待機児童ゼロを目指し、達成された。TX沿線開発地区を中心に、新規の保育園建設を積極的に推し進めて来た成果であると、高く評価されているが、以下について伺う。 ア 既存の保育園で定員割れはあるか。 イ 既存の保育園の定員割れに対して、市はどのような対策を考えているか。	市長 副市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 8時 57分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

五頭泰誠

質問事項	要旨	答弁者
1 市長選挙、市議会議員選挙、国政選挙について	先に行われた市長選挙、市議会議員選挙、国政選挙について各選挙についての、有権者数、投票率、有効投票数、期日前の投票数及び投票率、無効投票数を伺います。	市長 担当部長
2 救急搬送の選定療養費の徴収について	12月2日から、「救急搬送の選定療養費」の徴収について始めることを、茨城県が7月に発表しましたが、以下について伺います。 (1) 「選定療養費」とは何か (2) 茨城県の中で対象となる病院は	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年12月2日
午前9時5分受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年12月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 市原 琢己

質問事項	要旨	答弁者
1 インターネット投票における市長の退職金について	<p>今回インターネット投票によって市長の退職金の額が決定される全国初の試みが行われた。このことについて、以下伺う。</p> <p>(1) 有権者に対して投票の参加者数はどうだったか。</p> <p>(2) 周辺地域にはインターネット投票を行えない方も多くデジタル格差に関して不公平性はないか。</p> <p>(3) 市長は8年前の当選時の公約の一番初めに1期2,000万、3期6,000万の退職金廃止を公約として掲げている。市長として安易に公約を破ることに対して、そしてこれだけ政治と金の問題が問題視されている中でお金に関わる公約を破ることに関しての市長の考えを伺う。</p> <p>(4) インターネット投票に関して ア インターネット投票の実施に際し要した経費の総額はいくらか。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 洞峰公園に関して	<p>イ 今回トリプル選挙で選挙事務従事者である職員の負担も大きかった中、その翌週に個人の退職金に関する個人的な投票に係る事務を職員に強いることに関してどう考えているのか。</p> <p>洞峰公園は先日発売された「地球の歩き方 茨城」でもつくばの観光名所に位置付けられている。2024年2月1日から市営となった。このことについて、以下伺う。</p> <p>(1) 昼前に訪れると駐車場が満車のため車が車道に並んでいる光景も見ることがある。洞峰公園の駐車場について増やす計画などはあるか。</p> <p>(2) 園内の沿道の雑草処理などの清掃活動がおろそかになっているのではないかと指摘を聞いた。県営の頃と比べ園内の清掃活動に変化はあるのか。</p> <p>(3) 令和6年度当初予算では「洞峰公園維持管理事業」に3億8,733万8千円が新規でかかっている。譲渡は無償だが維持管理費に年間3～4億かかることに関して、移譲の際に県と維持管理費に関しての交渉を市長は行ったのか。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 9時 5分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員

田代 優

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 病児保育について	<p>子供が37.5度以上の熱を出すと、保育所には預かってもらえず、保育所からはお迎えに来てくださいとの連絡が入ります。</p> <p>不安な子供に母親のぬくもりをしっかりと与えるため、休暇を取って、看病することが大切なのは事実です。しかしながら、母親がどうしても休まざるを得ない状況では、病児・病後児保育施設は不可欠ですが、なかなか市民の方々が利用したくてもできない状況です。</p> <p>令和5年9月定例会にて、こども部長から病児保育施設の空き状況の公開は必要があるとの答弁がありましたが、今後のシステム導入による空き状況の公開はどのように進んでいますでしょうか。</p> <p>以下について伺います。</p> <p>(1) 病児保育の定員数及び施設数 (2) ネットによる情報公開の現状</p>	担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めめるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和6年12月2日
午前9時10分受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年 12月 2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 飯岡 宏之

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 県立・私立高校の誘致などについて	市長選において誰一人取り残さないつくばを実現する99の公約を出されました。その中の「県立・私立高校の誘致と県立高校定員増に向けた働きかけ」について、以下お伺いします。 (1) 県立高校定員増のために、現在ある高校の教室数を増設する方法を選んだ理由と、増設する場合の建設時期について (2) 高校の誘致について	市長 教育長 担当部長
2 目指すつくばの未来像について	マニフェストの土台となる5つの考え方に「持続可能な15分都市」があります。以下についてお伺いします。 (1) 徒歩15分の距離について具体的な想定 (2) やさしいテクノロジーについての具体的な内容	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 保育士の確保について	つくば市内保育施設における保育士の確保については、各保育所とも苦慮している現状です。以下についてお伺いします。 (1) 周辺地区保育所の状況と改善策 (2) 都内へ流れる保育士の動向調査 (3) 今後の少子化へ向けての保育所の将来像	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 10時 50分 受付
(通告書 3枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質問事項	要旨	答弁者
1 つくば市の「情報コミュニケーション条例」の進捗について	<p>身体、認知機能、言語等さまざまな「障害」があることで、その障害がない人であれば支障なく得られる情報を得られない方がいます。</p> <p>音声の情報は聴覚障害者に届かず、逆に音声情報の方がわかりやすい読み書き障害の方もいます。点字や読み上げ機能に対応していない印刷物やWEBページは視覚障害者に届きません。</p> <p>つくば市では、こうしたさまざまな不便をできる限り解消するために何をすべきかを定める「情報コミュニケーション条例」を策定中ですが、その進捗状況について以下伺います。</p> <p>(1) この条例を策定することになった背景、経緯及び今後の予定 (2) 条例策定により推進を予定している施策 (3) この条例が目指すつくば市の姿</p>	市長 担当部長
2 つくば市の公共施設バリアフリーガイドラインについて	<p>つくば市は2024年3月にバリアフリーマスタープランを策定しました。プランには今後市内のバリアフリー化を進めるための基本方針を3点明記されています。</p> <p>その一つが「公共施設におけるバリアフリー化」です。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 つくば市の公立学校児童の放課後のあり方</p>	<p>ガイドラインには、新設だけでなく、既存の施設においてもバリアフリー化を進めることが明記されています。この方針を受けて、現在市で策定が進められている「つくば市公共施設のバリアフリーガイドライン」について以下伺います。</p> <p>(1) このガイドライン策定に向けての予定 (2) このガイドラインの適用範囲 (3) このガイドラインが策定された後の新築、増改築等の際の手続きはどのようなことになることを想定しているか</p> <p>多くの子どもにとって、毎日の「放課後」の時間はワクワクする、心身ともに解放された時間です。</p> <p>つくば市では小学生の子どもの放課後の過ごし方として、そのまま帰宅、公営や民営の児童クラブで過ごす他に、児童館、放課後子ども教室や交流ひろばといった場があります。</p> <p>また、次年度からは放課後の居場所として新しい事業（アフタースクール事業）も始まる予定です。</p> <p>多くの事業がどのようなプランをもとに計画され、どのような目的・目標で運営されているのか、そして何より子どもにとって豊かな放課後の過ごし方についてともに考える目的で以下伺います。</p> <p>(1) つくば市が行っている放課後子供教室の事業概要（年間実施回数、運営スタッフ、プログラム） (2) つくば市が行っている交流ひろばについて（実施校、開催場所と内容、運営スタッフ）</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(3) 沼崎小学校にモデルとして導入予定のアフタースクール事業と交流ひろばの違いについて (4) つくば市における放課後の居場所事業の方向性	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年 12月 2日
午前 10時 50分 受付
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年12月2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川村直子

質問事項	要 旨	答弁者
1 インクルーシブ教育について	<p>2012年に文部科学省からインクルーシブ教育システムの構築に関する通知があり、2013年には学校教育法施行令の特別支援教育に関連する一部分が改正されました。</p> <p>その中では就学先について、改正前は「特別支援学校の就学基準に該当する子どもは、原則、特別支援学校に就学すべき」とされていましたが、この改正により、現在は「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する」という仕組みに改められています。就学先の最終判断は教育委員会が行うものとなりますが、留意事項として「保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと」とされています。</p> <p>しかし、市立の学校へ就学した障害のある子どもの保護者からは、学校生活に必要な合理的配慮や環境整備が不十分であるとの声が、以前から多く寄せられております。</p> <p>そこで、インクルーシブ教育の権利を保障するための、市における取組みについて、以下伺います。</p> <p>(1) 就学先の決定について</p> <p>ア 市において就学先の決定はどのように行われているか</p> <p>イ 就学先について、本人及び保護者の希望と、教育委員会の附属機関である教育支援委員会の判断が異なっていた場合、どのような対応となるのか</p> <p>(2) つくば市立小中学校における、保護者の付き添いの状況</p> <p>(3) 特別支援教育支援員の配置状況</p> <p>文部科学省によれば、支援が必要な児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助や、学習活動上のサポートのためとして、特別支援教育支援員が配置されています。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要 旨	答 弁 者
<p>2 同性カップルの生きやすさに関する施策について</p>	<p>ア 市では文部科学省が示したように支援員を配置できているか</p> <p>イ 学校ごとに配置する支援員の人数はどのように決められているか</p> <p>ウ 修学旅行等の宿泊学習への支援の状況</p> <p>地方自治体による同性パートナーシップ制度は広がっており、2024年10月時点で日本全体の人口に対するカバー率は約90%となりました。茨城県でも2019年より実施され、つくば市民も利用することが出来ます。現在までに県全体で約90組の利用があるとのことです。</p> <p>同性パートナーシップ制度に法的効力はないため、相続権など法律上の権利は認められませんが、同性パートナーが公営住宅入居や病院で家族として認められる等、多くの利点があります。</p> <p>また、最近ではパートナーシップ制度に加えて、同性カップルの子どもや親等の家族関係を証明する、ファミリーシップ制度を同時に実施する自治体も増えています。同性カップルが、パートナーの子どもや親に対しても、様々な場面で家族としての対応がしやすくなり、家族全体の生きやすさに繋がっています。</p> <p>さらに本年、同性カップルの住民票表記をこれまでの「同居人」「縁故者」等ではなく、異性カップルの事実婚と同様な「夫(未届)」「妻(未届)」等とすることを可能とする自治体が増えてきました。</p> <p>背景には、本年3月、異性カップルの場合は事実婚も対象となる「犯罪被害者給付金」制度について、最高裁による「同性カップルも事実婚に含まれる」との初めての判断があり、そのため住民票表記の改善へ繋がったようです。同性カップルの法的保障拡大への一歩と当事者から期待が寄せられています。</p> <p>市ではこれまでも、職員や教職員に対しLGBTQへの理解を深める研修を継続して行う等の取組を進めてきたところですが、さらに具体的な取組を進めるため、以下について伺います。</p> <p>(1) 県のパートナーシップ制度に加え、市においてファミリーシップ制度を実施することについての考え</p> <p>(2) 同性カップルにも、事実婚と同様な「夫(未届)」「妻(未届)」等の住民票表記を行うことについての考え</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 12 月 2 日
午前 10 時 50 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6 年 12 月 2 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 川田 青星

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 投票権の保障について	<p>投票の権利は国民に与えられた大切な権利であり、誰もがこの権利を行使できなければなりません。そのためには投票所が遠い方への配慮や、投票所のバリアフリー化が必要です。既存の配慮や支援を継続していただくとともに、更なる環境整備のため以下伺います。</p> <p>(1) 期日前投票用タクシー助成券について ア 事前周知の期間及び方法 イ 利用者数 ウ 市民からの問合せはあったか</p> <p>(2) 期日前投票所の増設について</p> <p>(3) 投票所での合理的配慮について ア 施設のバリアフリー化の進捗状況 (ア) 土足で利用できる投票所 (イ) 車椅子での入場 (ウ) 記載台への椅子設置 イ 視覚障害者への配慮 ウ 代理投票実施状況 エ コミュニケーションボードの設置状況</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 公園不足の問題について	<p>子供の成長において「遊び」は大変重要なものです。しかし住宅の近くに公園がなく、子供が自由に遊べない地域もあります。特に高見原においては人口あたりの公園面積が小さく、遊ぶ場が確保されているとは言い難い状況です。子供の健全な成長のためにも遊ぶ場を確保していただきたく、以下伺います。</p> <p>(1) つくば市における公園設置基準と達成状況 (2) 高見原における今後の公園設置計画</p>	市長 担当部長
3 闇バイトを生まないための取組について	<p>近年、犯罪行為をすることによって報酬を受け取る、いわゆる「闇バイト」が社会問題となっています。その内容は口座売買や詐欺の「受け子」、強盗など広範に渡り、未成年が関与している事例も少なくありません。若者の将来を守るため、そして地域の安全を守るためにも早急に対処する必要があります。そこで、市として行っている加害者を生まないための取組について伺います。</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 1 2 月 2 日
午前 10 時 50 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6 年 1 2 月 2 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 生物多様性つくば戦略の策定状況について	<p>生物多様性つくば戦略は、12月9日からパブリックコメントの実施を予定しており、年度末に完成というスケジュールで大詰めを迎えています。生物多様性つくば戦略策定懇話会には、つくば市ならではの専門家が数多く委員として参加し、さまざまな見地から意見を交わしています。加えて、熱心に地道な活動を続けてきた市民団体からの意見も取り入れ、実効性のある戦略の策定を目指しています。</p> <p>生物多様性を守るためには、行政と市民が一丸となって取り組む必要があります。市が専門家と協議しながら、しっかりとイニシアチブをとる必要がありますので、以下伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 生物多様性つくば戦略策定の目的(2) 生物多様性つくば戦略策定における業務委託の内容(3) 生物多様性つくば戦略策定懇話会で委員に指摘された主な事項とその対応(4) 戦略策定後に実施予定の事業について	市長 担当部長
2 教育分野における脱デジタルの動きについて	<p>IT先進国のスウェーデンでは、2006年から1人1台の学習用端末配備が始まり、教科書を含めてデジタル教材への移行が進みました。しかし、子供たちの集中力が続かない、考えが深まらない、長文の読</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>3 つくたくのシステム及び料金の変更について</p>	<p>み書きができない等、学力が低下したとして、昨年から紙の教科書や手書きを重視する「脱デジタル化」に大きく舵を切ったことが、今年10月22日付読売新聞でも報じられました。また、オーストラリアでは、16歳未満の子供がインスタグラムやXなどのSNSを使えないようにする法案を賛成多数で可決し、子供のSNS利用を世界で初めて国家レベルで禁じました。</p> <p>前回の9月定例会議で、小学校1年生からの1人1台端末が子供の視力低下を倍増させるだけでなく、学力低下、ひいては脳の発達にも影響するのではないかと指摘したばかりですが、このように、子供に対し「脱デジタル化」を図っているのが世界の潮流です。市ではこれらの件についてどのように考えているのでしょうか。細かな数字を確認しながら議論したいと思います。</p> <p>(1) 1人1台のデジタル端末にかかる費用と財源 (2) デジタル教科書の導入状況とかかる費用及び財源 (3) デジタル端末の使用状況と学校における使用時間 (4) 「脱デジタル化」に対する教育長の考え</p> <p>現在、つくば市公共交通活性化協議会にて、令和7年4月から予約システムの変更と共に、つくたくの料金改定について検討されています。これまでの同一地区内の運賃300円を、1000円（高齢者や障害者、妊産婦は半額）に値上げする案が有力な案として示されています。</p> <p>以下、伺います。</p>	<p>市長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>(1) 運賃を1000円に値上げする根拠</p> <p>(2) 予約システムの変更により、高齢者や障害者以外の一般利用はどれぐらい増えると見込んでいるか</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午前 11時 4分 受付
(通告書 1枚) No. 1

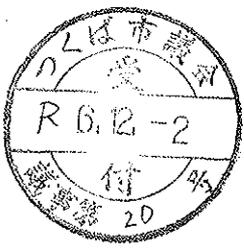
下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日
つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 小村 政文

質問事項	要旨	答弁者
1 つくば市消防団について	<p>地域防災において、つくば市消防団が担う役割は大きい。日々の消防車両点検や夜警、防火水槽点検・補充を行い、火災など災害発生時には消防本部と連携した消防活動を行う。また、ポンプ車操法大会を通じて、放水に伴う基礎訓練を行っている。こうした地域防災のベースとして消防団が時代に合わせて引き継がれていくことは、つくば市の防災力を保つ上で重要だと考えるため、以下伺う。</p> <p>(1) 団員確保の課題について</p> <p>(2) 消防車両の運転手不足について</p> <p>(3) 消防団の活動の現状について</p>	市長 副市長 消防長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めめるため、会議規則第 52 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和6年12月2日
午後0時10分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年12月2日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 **木村 清隆**

質問事項	要旨	答弁者
1 人生100年時代を見据えた市の取組について	現在は、人生100年時代と言われ、成人までが20年、仕事が40年、老後が40年とおおまかに分けると、人生80年時代と言れた頃から老後が20年延びています。市民の定年後の生き方に対する市の取組に関して伺います。 (1) 生涯学習について (2) 地域社会との関りについて (3) 小中学校における高齢者との関りについて (4) 健康管理について (5) 可能な限り仕事に就いて収入を得る支援について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午後 1時 18分 受付
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 青木真矢

質問事項	要旨	答弁者
1 ふるさと納税について	<p>(1) つくば市のふるさと納税の受入額は、直近4年間ほど2億円前後で推移しており、停滞傾向にあると考えられます。今後、つくば市のふるさと納税の受入額を増加させることは、流出額が多いという課題を解決するためにも重要ですが、観光などの他分野にも好影響を与えることが期待されるため、非常に意義があると考えます。そこで、以下の点についてお伺いします。</p> <p>ア 現状の受入額が停滞している理由について、市はどのように分析しているか</p> <p>イ 茨城県内で、10億円以上の受入額を集める市町村や、ここ数年で受入額が大きく増加している市町村と比較した場合、つくば市の課題は何か</p> <p>ウ 今後の取組に関して</p> <p>(2) 今後、ふるさと納税の受入額を大きく伸ばしていくためには、つくば市の魅力を広報することによる認知度の向上が重要となります。そこで、つくば市が運営するメディアが大きな役割を果たすと考えています。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>私も関わっていた2つのメディア「Farm to Tableつくば」、「つくばクラフトライフ」についてお伺いします。</p> <p>ア それぞれの閲覧数や閲覧地域等の解析データの開示について イ それぞれのメディアの方針と目的、ターゲットについて</p> <p>(3) ふるさと納税の受入額を増加させるためには、市の情報発信と同様に、つくば市が認証している「つくばコレクション」の認知度向上も重要だと考えます。そこで、つくばコレクションについて以下の点をお伺いします。</p> <p>ア つくばコレクションの現在の課題について イ ふるさと納税の返礼品としての利用状況について ウ つくばコレクションの今後の展望について</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 6 年 12 月 2 日
午後 1 時 54 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6 年 12 月 2 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

中 村 重 雄

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 自転車のまちつくばとしての取組	(1) 自転車走行レーンの整備状況 (2) 事故件数の推移 (3) 自転車の安全対策	市長 担当部長
2 市内商工業者への支援について	(1) 市内の企業数 (2) 昨年度の起業件数と廃業件数 (3) 市内商工業者への支援について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2 日
午後 3 時 10 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 榊原 アリーゼ

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 保育士の賃金について	保育士の確保や質の向上に向けて、つくば市における保育士の賃金の現状と今後の改善策について、以下伺います。 (1) 現状の賃金水準について ア つくば市における保育士の平均賃金 イ 他市町と比較してどのような位置にあるか (2) 賃金引上げの方針について ア 保育士の賃金引上げに関する方針や具体的な施策 イ 今後の改善計画について賃金以外に、保育士が働きやすい環境を整えるための施策(労働時間の短縮、職場環境の整備など)についての考え	市長 担当部長
2 緊急患者対応について	近年、緊急医療の重要性が増しており、迅速かつ適切な対応が求められています。このことについて、以下伺います。 (1) 緊急患者対応の体制について (2) 救急車の出動体制や医療機関との連携について具体的に教えてください。 (3) 緊急患者の平均的な搬送時間はどのくらいか。	市長 消防長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 6年 12月 2日
午後 3時 26分 受付
(通告書 15 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 6年 12月 2日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 酒井 泉

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市の人件費と管理職比率に関する事実確認	<p>論点1. 人口増加率を大きく上回って人件費が急増している</p> <p>①平成 29 年～令和 6 年の 7 年間で、人口の増加率は 12.8%であるのに対して、人件費の増加率が 30.8%です。人口の増加率を超えて、人件費が急増しています。</p> <p>②つくば市の反論は、令和 2 年から人件費の算定方式が変わった。臨時職員の賃金が、それまでは物品費扱いだったのが、人件費（会計年度職員）として算定する様になったので、人件費の数値データが増加して、見かけ上の人件費が増加した。平成 28 年～令和 4 年までの人件費の増加率は 20.8%である。（注；この数値も算定方式の違いを含んでいる）</p> <p>③平成 28 年から令和 6 年までの人件費の増加率については、平成 28 年～平成 29 年の臨時職員の人件費のデータと、令和 5 年～令和 6 年の総人件費のデータが無いと正確な比較はできません。</p> <p>④令和 1 年から令和 2 年について、見かけ上の人件費の急増は算定方式の違いによるものであることはその通りです。</p> <p>⑤その他の年度についての、人口増加率と人件費の増加率の比較については、つくば市の責任でデータを整理して市民に示してください。</p>	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>論点2. それでも多い人件費と職員数</p> <p>①令和6年の当初予算で、人件費と職員数を比較すると、つくば市民の年間の人件費負担額は8万2,743円（市民1人当たり）です。 これに対して、守谷市は6万3,140円、水戸市は7万1,827円です。</p> <p>②つくば市の市民千人当たりの職員数は7.46人です。 これに対して、水戸市=6.71人、土浦市=6.48人、守谷市=5.27人です。</p> <p>③人件費が五十嵐市長の代から急増したのか否かは定かではありませんが、他の市に比べて職員数と人件費が著しく高いのは事実です。これらについて算定の根拠を精査して、市民に情報を開示し、説明をする義務があります。</p> <p>論点3. つくば市の管理職数は過剰です</p> <p>①係長級以上が5割超え（53%）です。 その分、現場の職員が不足しています。 不足している現場の職員を非正規雇用の職員で補っているという構図が見えて来ます。</p> <p>②この様なタテ割りの身分制の下では、迅速で柔軟な意思決定ができません。</p> <p>③つくば市の反論は、 (1)つくば市の規則では管理職は課長補佐（5級）以上で、その比率は26% (2)土浦市の管理職は係長級（4級）以上で、その比率は36.6%</p> <p>④つくば市の反論は、管理職の定義の違いを理由に、つくば市は5級以上の比率を26%と言い、土浦市は4級以上の比率が36.6%と言っています。</p> <p>⑤一般行政職の級別の給料表は、つくば市も土浦市も同じです。管理職の定義の違いを理由に、違った等級の数字を比較して、土浦市の方が管理職の比率が高い様な言い分は、読み手の誤解を招く</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>おそれがあり、反論にはなっておりません。</p> <p>⑥つくば市の場合、情報の共有の範囲は係ごとに分かれていますので、意思決定の最小単位は「係」になります。経営学の定義では、管理職の役目は「意思決定」です。係は意思決定の最小単位ですから、係長は意思決定上は管理職であると定義されます。</p> <p>⑦つくば市の課長補佐（5級）以上の比率は27.5%（令和4年度総務省データ）であるのに対して、土浦市の課長補佐（5級）以上の比率は17.5%（令和4年度総務省データ）です。課長補佐以上の比率は、つくば市は土浦市の1.6倍です。</p> <p>⑧つくば市の係長級（4級）以上の比率は53%（令和4年度総務省データ）であるのに対して、土浦市の係長級（4級）以上の比率は32%（令和4年度総務省データ）です。係長級以上の比率も、つくば市は土浦市の1.6倍です。</p> <p>以上の論点1～論点3について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。</p> <p>ただし、今後、高過ぎる人件費と管理職比率の問題について、改善に取り組むのであれば答弁は不要です。</p>	
<p>2 市長退職金の辞退について</p>	<p>論点1. 市民に還元されない退職金辞退は、市民にとっては無意味なパフォーマンスです。</p> <p>①辞退したと言っている2千万円の退職金は、市民（市の財政）に還元されていません。</p> <p>②退職金を22円にしても、2,000万円-22円の退職金は、人件費の平準化を担う「市町村事務組合」を通して他の市町村に流失しています。</p> <p>③インターネット投票の結果で市長の退職金を減額しても、市民に還元されないのは同じです。</p> <p>論点2. 2020年9月議会で可決した1円条例は遡って廃案にし、2,000万円-22円の退職金</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>を受け取るべきです。</p> <p>① 1 円条例を遡って廃案にした場合、退職金を受け取れる時効は 5 年間ですから、来年の 9 月までは受け取ることが可能です。</p> <p>② 市民として正当な退職金を受け取る方が、つくば市の経済の活性化に寄与できます。</p> <p>③ その分を市民に還元したいなら、いったん所定の退職金を受け取って、黙って退職後に寄付するしかありません。(かつて阿見町の町長はそうしました。)</p> <p>論点 3. そもそも現市長の公約は、「市長特権の退職金を廃止する」という制度改革であったはずです。</p> <p>① 新聞報道された、退職金を辞退した他の自治体の長の場合は、全て事務組合には加盟しておらず、辞退した退職金は全て市の財政に還元されています。</p> <p>② 4 年ごとに支払われる特別職の退職金を問題視するなら、事務組合を退会して、つくば市の条例で退職金の制度を改革する必要があります。</p> <p>以上の論点 1～論点 3 について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。</p> <p>ただし、今後「市長特権の退職金を廃止する」という、特別職の退職金に関する制度改革を行なうのであれば答弁は不要です。</p>	
<p>3 政治とカネ、政治資金の透明化について</p>	<p>論点 1. 選挙公報の各戸配布と紙面拡大のお願いに関する議会請願</p> <p>請願人は酒井泉で、飯岡宏之議員、橋本佳子議員、鈴木富士雄議員の諸先輩議員の皆様に、紹介議員として超党派でご協力をいただき、全会一致で採択となりました。</p> <p>論点 2. しかし、今回の選挙では実施されません</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>4 タウンミーティングは誰のためなのですか</p>	<p>でした。 今回の10月の選挙から、各候補者の主張がより詳しく、より確実に市民に届けられれば、カネのかからない選挙の第一歩となったはずです。</p> <p>論点3. 今後、選挙公報の各戸配布と紙面拡大を実施させるにはどうすればよいか</p> <p>以上の論点1～論点3について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。 ただし、今後、選挙公報の各戸配布と紙面拡大を実施に取り組んでいただければ答弁は不要です。</p> <p>論点1. タウンミーティングでは問題の解決はできません ①水戸黄門のテレビドラマの様に、権力者が直接庶民の訴えを聞いて、悪代官を懲らしめて一件落着というわけには行きません。民主主義の社会では、当事者間の議論によって問題を解決するのがルールだからです。 ②タウンミーティングは、年に1度だけ、1人1問1答、1項目だけですから、タウンミーティングで市長にお目にかかることはできても、市長と議論して問題を解決することは不可能です。</p> <p>論点2. 問題解決には一人一人の職員が市民と議論することが必要です ①民主主義社会では、互いに情報を共有し、対等な議論を行なうことによって問題を解決します。 ②市政において様々な問題を解決していくには、市職員一人一人が市民と情報を共有し対等な議論を行うようにすることが必要です。</p> <p>論点3. 市職員と市民の間のコミュニケーションが十分とは言えない現状</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>①五十嵐市長は、「議会がOKすればそれが民主主義」と言って市民と議論しないことがありました。</p> <p>②「市民の意見は聞くが、市民との協議はしない」と公言する部長がいます。</p> <p>③「市長に報告した内容は、市の内部情報だから市民には言えない」、「市役所内で方針が決まるまでは市民には何も言えない」と公言する職員もいます。市の顧問弁護士も、これを否定しません。</p> <p>④これではつくば市役所は、市民のために働く自治体ではなく、市民の税金を使って「市民を統治・管理する団体だ」と言われても仕方ありません。</p> <p>論点4. 市職員一人一人が市民と情報を共有し対等な議論を行なうことの重要性について、市役所の意識改革が必要です。</p> <p>①タウンミーティングの「会える市長」のキャッチフレーズによって、市民とのコミュニケーションを大切にする政治姿勢を強調するのであれば、「市職員一人一人が市民と情報を共有し対等な議論を行なう」ように、市役所全体の意識改革をおこなってください。</p> <p>②そうでないと、タウンミーティングは、「会える市長」のパフォーマンス（目立つための行動）に過ぎなくなります。</p> <p>以上の論点1～論点4について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。</p> <p>ただし、今後、市職員一人一人が市民と情報を共有し対等な議論を行なうことの重要性について、市役所の意識改革を進めていただければ答弁は不要です。</p>	
5 市報とかかわら版について	<p>論点1. 市報とかかわら版は情報メディア かわら版は江戸時代の情報メディアでした。</p>	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>「読み」・「売り」で、読みたい人が買って読んだのです。</p> <p>しかし、市報とかわら版は、市民全員がカネを出して買って読んでいます。買わずに読まないという選択肢はありません。</p> <p>情報メディアとしての責任の重さは、市販の情報紙の比ではありません。</p> <p>論点2. 市報とかわら版は、公的な情報メディアとしての原則を守っていません</p> <p>学術、報道、行政など、市民のための情報を扱う分野では、情報の隠蔽、ねつ造、改ざんは禁忌です。これに加えて、都合の良い情報だけを取りあげて、都合の悪い情報を報じないことも禁忌です。恣意的な情報選びを行なうと、まるで違った結論を導き出すことも可能だからです。そして、これらの情報操作を一度でも行くと、永久追放されるのが「掟（おきて）」です。その理由は、情報操作による誤った結論（意思決定）の社会的な損失が大きすぎるからです。</p> <p>かわら版 30 号を例にとると、情報選びを否定できません。つくば市の言い分だけを報じて、県の言い分や議会での指摘（議論）を載せていないからです。（情報メディアとして失格。本来ならば永久追放される）</p> <p>かわら版 33 号では、つくば市はこんなによくやっているという宣伝のみで、どこまでが国・県の補助事業で、どれがつくば市独自の事業なのかについては、何も書かれていません。これでは市民は今後の改善に向けた議論ができません。</p> <p>福祉であれ教育であれ、（誰を助けて誰を助けないという）厳然とした権力の行使です。権力の行使に当たっては、市民の疑問に答え、理由の説明をすることが求められます。</p> <p>これらの事例から、かわら版の情報メディアとしての基本姿勢には疑問を持たざるを得ません。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>支持する人と指示しない人の対立と反目が、福祉や教育行政の現場に持ち込まれることは好ましいことではないと思います。</p> <p>論点3. 広報戦略の対象はつくば市民か？ 市民を対象にした「広報戦略」であるとするれば、第三者による審査機関を持たない市営メディアは、同じく第三者による審査機関を持たない国営メディア、例えばナチスの宣伝省などどこが違うのでしょうか？ また、議会での議論を経て決定する前に、執行部の案を自らに都合のよい情報だけを使って「広報（宣伝）」することは、合理的な意思決定の妨げとなります。 今後の市の広報は、議会の議論を経て決定した施策を衆知徹底させることに徹してください。 ただし、問題を提起し、議論を喚起することを目的とした事前報道については、何の問題もありません。</p> <p>論点4. 情報発信の双方向性が重要です 市報とかかわら版は、入札によって決定した業者によって、全戸に配布されています。 ところが、同じ配布ルートを使って商業チラシが配布されているのに、議員や市民の意見広告を配布することはできません。これは、つくば市とポスティング業者の契約内容に原因があるようです。無論、契約書にその様なことが記載されていないと思いますが、業者側が出している商品設定による規制であるとするれば、やはり契約内容に問題があることとなります。つくば市にその様な意図が無いと言うのであれば、その様な商品設定（政治的な意見広告を禁じる）を設けないことを条件に入札を行なってください。 その際に、発信者（団体）の明示、印刷データの開示、費用の自己負担を条件にすることは、言う</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>までもありません。 議員や市民の意見広告も可能とする条件の下で配布される市報は、議員や市民の別な角度からの（批判を含む）見解や意見広告によって、情報発信の「双方向性」が確保されれば、かえって市報の信用度もより向上します。</p> <p>論点5. 第三者による審査機関の設置が必要情報の公平性と情報メディアとしての中立性を確保するため、市議会に市報とかわら版の内容に関する審査機関を設置することが必要です。審査機関があれば、担当職員も過度の忖度から解放されて、情報メディアとしての信念と良心に基づいた報道が可能になります。 逆に、第三者による審査機関が無いと、ナチスの宣伝省の様な、独裁国の国営メディアと変わらなくなり、誰からも信用されなくなります。</p> <p>以上の論点1～論点5について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。 ただし、今後第三者による審査機関の設置に取り組んでくれるのであれば、答弁は不要です。</p>	
<p>6 主要な都市計画道路の整備を8年間も放置、交通渋滞、通学路の危険</p>	<p>論点1. 土浦学園線と共に主要な東西軸の幹線道路である学園中央線・北大通り線が機能しない状態が続いています。</p> <p>①つくば市中心の幹線道路 東大通り；荒川沖方面 西大通り；ひたち野うしく方面 牛久学園線；牛久・竜ヶ崎方面 土浦学園線；東方向は学園中心から土浦・阿見方面へ、西方向は水海道方面 学園中央・北大通り線；東方向は、水戸・石岡方面へ、西方向は岩井・境方面</p> <p>②妻木金田線は、学園中央・北大通り線の一部</p> <p>③妻木金田線の東側（650メートル）と国道125</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>号線の土浦北インターまでの8.5キロメートルの区間は、平成29年度に開通しました。(県は、八郷トンネル、桜大橋の開通に同期して工事を優先して進めました。)</p> <p>④しかし、妻木金田線西側の870メートルは、他の区間が全線開通した後の7年間も放置され、令和6年になってやっと現地測量に着手した状態であり、担当課は、開通までにさらに10年以上かかると言っています。</p> <p>⑤このままでは、土浦学園線と共に主要な東西軸の幹線道路である学園中央線・北大通り線が機能しない状態が、さらに10年以上続くこととなります。</p> <p>論点2. これまでの遅れ(放置)の理由(原因)に対する疑問</p> <p>①本当に地元の反対が理由(原因)だったとしたら、この間の地元交渉に問題は無かったのでしょうか?</p> <p>②都市計画道路の整備の優先順位に問題は無かったのでしょうか?</p> <p>③市役所トップの問題意識と意思決定に問題は無かったのでしょうか?</p> <p>論点3. 早期開通(5年を目途)による解決</p> <p>①妻木金田線西側(870メートル)は、平成11年の都市計画決定から20年以上放置されています。早期開通以外に解決策はありません。</p> <p>②優先順位による資源の重点配分をお願いいたします。</p> <p>③迅速で十分な移転補償が必要です。</p> <p>(1)具体的な今後のスケジュール。</p> <p>(2)具体的な補償の内容。</p> <p>④手厚い環境対策を行なってください。</p> <p>既存の道路との立体交差 防音壁 緑地帯</p> <p>⑤近隣地域市民への進捗状況と整備時期(開通目</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>7 外部コンサルに業務を依存、市民との対話をせず、市民の衆知を集めないつくば市役所の問題</p>	<p>標)の説明をしてください。</p> <p>※市役所のトップが意思決定をすれば、担当職員は5年を目途に開通させる力量はあると思います。</p> <p>以上の論点1～論点3について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。 ただし、今後早期開通による問題解決に取り組んでいただけるのであれば、答弁は不要です。</p> <p>論点1. 実態の把握 各部署ごとに業務の外部委託の実態を調査し、外部コンサルへの業務委託については、人件費として計上することが必要です。</p> <p>論点2. 市民の衆知を集めるには 市民と市役所が情報を共有し、対等な議論を行なうことが必要です。そのためには、市役所の職員間の情報共有の範囲を拡げ、職員同士が対等な議論を行なえるようにすることが必要です。さらにそのためには、つくば市役所内の「タテ割りの身分制」を改革することが必要です。</p> <p>論点3. 情報の公開 外部コンサルに依頼した成果物(文書等)は全て市民に公開し、市役所のロビーで誰でも閲覧できるようにしてください。そうすれば、無駄な外注は確実に減るはずです。</p> <p>以上の論点1～論点3について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。 ただし、今後外部コンサルに依頼した成果物(文書等)を全て市民に公開していただけるのであれば、答弁は不要です。</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>8 研究学園都市の文教地区の中心(高エネ研南用地)を外資系企業に売却して倉庫用地にしてしまうことは、未だに信じられない、筑波研究学園都市の未来喪失の悪夢です。</p>	<p>論点0. 持続可能な「都市経営」には、空き地（未利用地）が必要</p> <p>①都市には新陳代謝が必要です。都市の活力を維持していくには、時代の変化に応じて、要らなくなった施設を壊し、新たに必要な施設を造る必要があります。</p> <p>② しかし、現実には様々な既得権があるので、古いものを壊して新しいものを造るのは容易ではありません。空き地（未利用地）があれば、新しく必要な施設を造ってから、要らなくなった古い施設を壊すことが出来ます。この方がはるかに容易です。</p> <p>③つまり、活力のある都市を維持するには、空き地に新しく必要な施設を造り、古くなった不要な施設を壊して、新たな空き地（未利用地）を確保して、未来の新陳代謝に備えるのが、持続可能な都市経営の在りかたです。</p> <p>④したがって、つくば市に空き地（未利用地）は必要です。研究学園都市にも空き地は必要です。R8の活性化拠点地区にも空き地は必要です。</p> <p>⑤未利用地は解消すべき不要な土地ではなく、将来の発展に必要な「未来用地」なのです。「高エネ研南用地」は、つくば市と研究学園都市の未来に必要な「未来用地」であり「解消すべき未利用地」ではありません。</p> <p>高エネ研南用地の倉庫用地への一括売却は、「SDGSのまちづくり」に反しています。</p> <p>論点1. 市長は一期目の公約を守ったか？</p> <p>①公約は、「UR都市機構への返還交渉」でした。五十嵐市長は、「契約の解消」、「土地の買取り」を要望したと言っていますが、要望は交渉ではありません。</p> <p>②公約したUR都市機構との返還交渉を本当に行ったのですか？ 「交渉はやった」と言うなら、</p>	<p>市長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>交渉の中身を明らかにしてください。</p> <p>論点2. その後の不可解な経緯</p> <p>①総合運動公園の計画を白紙撤回させた市民運動の後、五十嵐市長の1期目の選挙時に4千万円を超える献金があり、その8割以上が物流業界と不動産業界であったことが明らかになっています。(県報に記載あり)</p> <p>②その後の1期目の半ばに、40億円で損切売却を試みたが、議会の同意を得られずに断念しています。</p> <p>③2期目の選挙期間中は売却の方針を封印していましたが、当選後の第一声は「高エネ研南側未利用地の売却」でした。</p> <p>論点3. 一括売却は、議会無視、市民無視</p> <p>①市長が要請して作った市議会の報告書には、一括売却の提案は示されていません。パブリックコメントにおいても、一括売却の提案はごく少数でした。</p> <p>②ところが、執行部は、高エネ研南側用地は土地開発公社のもので市のものではないから、市議会での議論をしなくても違法ではないという、法律上の理屈を使って、市議会での議論を経ずに一括売却を強行しました。</p> <p>③しかし、土地開発公社の経済活動はつくば市の債務保証無しには成立しません。土地開発公社の資金提供者は市民なのです。資金提供者の疑問に答え、理由の説明をするのは、資本主義社会の基本ルールです。高エネ研南用地は土地開発公社のものだから議会での議論は不要と言うのは、市民の感覚からは到底容認できない理屈であり、市民を無視した暴挙です。</p> <p>④議会で議論しても違法ではありません。政治とは、合法的な複数の選択肢を比較検討して実行することです。今からでも議会での議論を行なうこ</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>とは政治の責務です。</p> <p>論点4. 不透明な売却契約のプロセス</p> <p>①市長は、当該用地は土地開発公社のものであって市のものではないという理屈と、企業秘密の尊重を理由に、グッドマンジャパンとの交渉内容も契約内容も市民には情報を公開していません。</p> <p>②市が行った“公正な”プロポーザル審査とは、応募企業の提案を比較検討して、「売却の交渉相手」を決める方式です。応募企業間の競争入札とは異なり、選定した企業とつくば市の土地開発公社の契約は「随意契約」です。</p> <p>③「随意契約」は、競争入札と違って、1社との随意契約は、契約内容について競争原理が働かないので、「随意契約」の内容が公開されなければ、いくらでも便宜をはかることができます。利権、談合、利益供与など、ありとあらゆる悪事の温床になる恐れがあります。こんなに酷い契約のやり方は歴代市長の時代にも無かった（と思います）。選定した企業との契約の交渉の内容について、情報を公開しなければ、つくば市政の歴史的な汚点として、その時の市長名とともに記憶されるでしょう。</p> <p>④五十嵐市長は、企業秘密の保護を理由に、解約内容も交渉内容も公開していません。五十嵐市長が、「便宜を図る余地は全くない」と言うなら、グッドマンジャパンとの交渉の内容と契約の内容を全て公開すべきです。</p> <p>論点5. グッドマンジャパンとの売却契約は未だ成立していない。</p> <p>①プロポーザル審査の結果、優等となった業者との間で契約をする必要はありません。契約は随意契約ですから、契約内容が確定していないのに、売買契約書に調印し名義変更をする必要はなかったはずです。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>②プロポーザル審査の時に、グッドマンジャパンは防災拠点の仕様書は出していません。出したものはポンチ絵に過ぎません。つくば市の土地開発公社はグッドマンジャパンに土地の名義変更をしましたが、防災拠点の仕様内容（契約の条件）が決まっていないのに名義変更をしたのは、資金提供者であるつくば市民への背信行為です。</p> <p>③つくば市は、防災備蓄倉庫の賃料を4000万円/年とする審査の条件だったが、グッドマンジャパンは、賃借料は無償という提案をしました。しかし、つくば市は、賃借料4000万円に相当する施設を作ってもらうことを前提としていたはずで、しかし、グッドマンジャパンはどのような施設を造るかどうかは不明ですから、売却価格も不明ということになり、売却契約は成立していません。</p> <p>④さらに、防災施設は市民が使用するものであるにもかかわらず、つくば市がどのような目的で、どのような防災施設を造るかも明らかにされてはいません。</p> <p>⑤このような条件の下では、契約は不可能であり、資金提供者のつくば市民が到底納得できるものではありません。したがって、グッドマンジャパンとの随意契約は白紙に戻して、改めて議会で議論することが必要です。</p> <p>以上の論点0～論点5について、五十嵐市長の見解をお聞かせください。</p> <p>ただし、高エネ研南用地の一括売却について、市議会で改めて議論するのであれば答弁は不要です。</p>	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求め、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。